保健・福祉分野の
5つの新しい計画が
来年4月からスタートします。

現在、市では、「高齢者、障がい者、健康、自殺、食育」に関する計画の策定作業を進めています。ここでは、来年4月からの5部門の計画発足に向け、皆さんの意見を聞く「パブリックコメント」の募集についてご案内します。

市民の皆さんのご意見を募集します

パブリックコメント手続の実施案内

募集期間　令和5年12月18日～令和6年1月19日

計画ができるまで

福祉・保健分野の計画づくりは、医療・介護などの専門的な考え方やほかの分野との連携が必要なため、関係組織・団体で構成する委員会などで検討を繰り返します。

10月　計画の素案作成

11月
- 保健福祉推進委員会で検討（市組織内部での横断的な検討）
- 保健福祉調査研究委員会で検討（専門機関や団体・一般市民による検討）

12月　パブリックコメント募集

2月　パブリックコメント結果の公表

2月
- 保健福祉推進委員会で再検討（意見の反映など最終的な計画案の検討）
- 保健福祉調査研究委員会で再検討（最終的な計画案の検討）

3月　計画の決定

◎4月から計画の実施

○　意見の応募方法　○

「パブリックコメント手続」とは、市民の皆さんの意見を行政の意思決定に反映させるための市民参加手続のひとつです。市の重要な計画をつくるときなどには、事前にその案を公表し、広く市民の皆さんからの意見を求め、寄せられた意見を参考として最終的に決定した後、その結果や市の考え方を公表するものです。

インターネット環境がない方や市役所まで来られない方も、身近なコミセンや公共施設内で閲覧し、意見書を投函することができます。

素案や意見箱の設置場所

●市役所本庁舎1階（市政情報コーナー、市民ホール）
●総合福祉センター（1階入口付近）
●北ガス文化ホール　●図書館　●公民館
●ミナクール　●各コミュニティセンター（10か所）
●各支所（東部支所、支笏湖支所、向陽台支所）

市ホームページを見て、フォームから意見を送信

市ホームページの「パブリックコメント」のページ（ページ上の二次元コードからアクセス）をご覧いただき、フォームから意見を投函することもできます。また、郵送・FAX・Eメールで、直接担当課に意見書を提出することができます。（住所、氏名（法人は事業所名）、電話番号を明記してください。）

【今回の計画書の担当課Eメールアドレス】
●高齢者支援課　koreishien@city.chitose.lg.jp
●障がい者支援課　shogaishien@city.chitose.lg.jp
●こども療育課　ryoiku@city.chitose.lg.jp（障がい児福祉計画担当）
●健康づくり課　kenkozukuri@city.chitose.lg.jp

来年4月から始まる新しい5つの計画

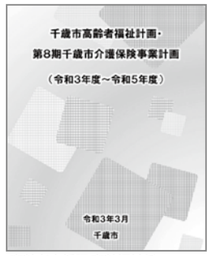

高齢者支援課 高齢福祉係
☎(24)0295 FAX(23)6700

・高齢者福祉計画
・第9期介護保険事業計画

「千歳市高齢者福祉計画・第9期千歳市介護保険事業計画」では、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上になり、急速に高齢者が増加することを見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指します。

【根拠法】老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項【計画期間】令和6年度～令和8年度

障がい者支援課 障がい福祉係
☎(24)0327 FAX(23)6700
こども療育課主査（療育指導担当）
☎(24)0348 FAX(27)1113

・障がい者計画
・第7期障がい福祉計画
・第3期障がい児福祉計画

「千歳市障がい者計画・第7期千歳市障がい福祉計画・第3期千歳市障がい児福祉計画」では、「障害のある人が、安心して、自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現」を基本理念としています。この理念に基づき、障がい者計画では、障がい福祉施策の基本方向を定め、障がい福祉計画・障がい児福祉計画では、障害福祉サービス等の確保のための目標を定め、必要なサービス量を見込みます。

【根拠法】障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法【計画期間】令和6年度～令和8年度

健康づくり課主査（保健調整担当）
☎(24)0768 FAX(24)8418

・第3次健康づくり計画

「第3次千歳市健康づくり計画」では、胎児期から高齢期までの生涯を捉えた健康づくりを進めることで、「全ての市民が生涯にわたり心身ともに健やかで自分らしく過ごせる千歳市の実現」を目指します。また、個人の行動と健康状態の改善に加え、健康づくりに関する社会環境整備やその質の向上を通じて、健康に関心の薄い人を含む幅広い層にアプローチを行うことで、健康市民を増やす取組を進めます。

【根拠法】健康増進法第8条第2項【計画期間】令和6年度～令和17年度

健康づくり課主査（保健調整担当）
☎(24)0768 FAX(24)8418

・第4次食育推進計画

「第4次千歳市食育推進計画」では、これまでの食育に関する取組状況や課題を踏まえ、生活習慣病の発症・重症化の予防やライフステージに応じた食習慣の改善など、市民一人一人が食に関する問題意識や食を選択する力を身に付けるよう取り組みます。また、あらゆる世代の市民に、食育に関する知識や食育活動への関心を高めてもらい、「生涯にわたり健全な心身を培う食育の実践の環を広げる」ことを目指します。

【根拠法】食育基本法第18条第1項【計画期間】令和6年度～令和10年度

健康づくり課主査（保健調整担当）
☎(24)0768 FAX(24)8418

・第2次生きるを支える自殺対策計画

「第2次千歳市生きるを支える自殺対策計画」では、自殺対策基本法の趣旨や自殺総合対策大綱に基づき、自殺に関連する情報収集や現状分析を通じて地域の課題を抽出し、自殺の実態と特性に即した対策に取り組みます。また、自殺の社会的な要因に対して施策を講じ、「誰も自殺に追い込まれることがなく、一人一人が命の尊さを理解し合い、ともに支え合う、安心して暮らすことができる千歳市の実現」を目指します。

【根拠法】自殺対策基本法第13条第2項【計画期間】令和6年度～令和10年度